平成２７年（フ）第５１６３号
大阪市大正区北村１丁目17番21号　松田マンション１階
債務者　山口　美紀
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８号
大阪府貝塚市半田198番地４サニーハイツ202号
債務者　杉川　清美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５６０号
大阪府岸和田市尾生町６丁目12番31号、住民票上の住所大阪府八尾市桂町３丁目69番地市営住宅28―16号（住民票上の前住所）大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目125番地の７
債務者　安田　啓一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５９１号
大阪府岸和田市磯上町５丁目25番19号
債務者　浅野　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
大阪府和泉市伏屋町２丁目７番20―102号
債務者　平澤　尚美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
大阪府和泉市和気町２丁目３番２―1403号、前住所大阪府堺市東区野尻町14番地１フィオーレ白鷺104号
債務者　井上　千春
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１０号
大阪府和泉市幸２丁目１番５―211号、前住所大阪府和泉市池上町552番地の20
債務者　野村　　梓
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
大阪府阪南市尾崎町８丁目１番14号
債務者　射場　富夫
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
北海道歌志内市字文珠95番地28　文珠本通り地区　M57―３―３
債務者　前田　恵利（旧姓今）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
北海道帯広市西17条南５丁目23番地１　サンシャイン175・４―E
債務者　伊東　次夫
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
北海道帯広市西17条南５丁目23番地１　サンシャイン175・４―E
債務者　伊東由香里（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
群馬県太田市新田市野井町2799番地
債務者　里見　正巳
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６４号
群馬県館林市上赤生田町4030番地の２
債務者　山岸　雅彦
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２２７号
静岡県富士市富士見台２丁目５番地　市営住宅富士見台団地11―203号
債務者　井出きみ子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２７４号
香川県高松市寺井町1328番地　県住８―210
債務者　藤本　未来
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１００号
福岡県大牟田市南船津町４丁目３番地７　ハイム南船津101号
債務者　白地　孝二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１０１号
福岡県大牟田市大正町４丁目８番地１　中央ビル301号
債務者　河島　一美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１０５号
福岡県大牟田市神田町291番地６
債務者　大坪　輝陽
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　福岡地方裁判所大牟田支部